

◎ 自治会の意義・目的

自治会は、一定の地域に住む人たちが、住みよい豊かなまちづくりをめざして、地域におけるさまざまな問題の解決に取り組むとともに、地域でのふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努めている自主的な任意の団体です。

地域の主人公は、そこに暮らしている人々です。そして、同じ地域に住んでいる人々が、仲良く助け合って暮らしていこうとする考え方は、昔も今も変わりません。よく、「遠くの親戚より近くの他人」と言われますが、いざというときには、お隣さんや近所の人たちが、一番頼りになるものです。



自治会もそういった意味で、頼りになるものといえます。都市化の進展と、マイホーム主義といわれるような都市的生活意識の高まりは、生活環境の悪化や、それまで比較的緊密であった地域社会における人間関係の希薄化をまねいてきました。私たちの日常生活の場である地域社会には、道路問題、青少年の非行防止問題、防災・防犯問題、公園・緑化対策など生活環境を取り巻くさまざまな課題が山積しています。これらの問題は個人や家庭での力では解決することが困難な問題であり、地域住民が協力し、力を合わせて解決することが必要となります。



自治会は、こうした地域のさまざまな問題をそこに住む人々の共同の力によって解決し、生活の豊かさを実現する組織として極めて重要なものといえます。



◎ 車尾地区自治連合会の規約

(名称・事務局)

第1条 本会は、車尾地区自治連合会と称し、事務局を車尾公民館に置く。

(組織)

第2条 本会は、車尾地区（公民館の事業の主たる対象となる区域）内の各町区自治会長をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、地区の自治活動により地区民の福祉増進を図り、その親睦と相互扶助の実を挙げると共に、併せて校区発展のために協力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために必要な事項およびこれに付帯する事業を行う。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名

2 本会に、議決を経て顧問を置くことができる。

3 顧問は、役員会に出席して諮問に応じることができる。

4 会長・副会長・監事は総会において選出する。

(役員の任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、会を代表し、本会の運営を図る。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 本会の会議は、自治会長全員の出席を原則とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、年1回開催し、必要に応じ臨時総会を開催する。

3 会長が必要と認めるときは、連絡調整のための会議を招集する。その会は1回程度とする。

第9条 会議の開催は、文書をもって通報する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(経費)

第10条 この会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

附 則 この規約は、昭和63年4月13日より制定する。

この規約は、平成17年4月1日より一部改正施行する。

この規約は、平成25年4月1日より一部改正施行する。